

6.10.30  
3170

要木事項

- 一 既時女工一名解雇
- 一 賃金二割返上
- 一 解決事項 (謝罪書)
- 一 会社に対する、不利益な所業を為サザルコト
- 一 作業上の論議雇入人送ラウテハ干渉セザルコト
- 一 会社規定、堅ク守ルコト

法人 監

① 金別護護 (行争議) (一〇、一五、一〇、二〇)

神戸市 労働組合 四、八

男労働者 二〇名 (内解雇 一、三)

無知者 二名 (解雇)

仕事に不満足な理由で解雇した名を解雇した名に因り被解雇者ハ十月十五日争議ヲ惹起シタ名モ十月十七日労働組合結果工場より金一封ヲ支給シテ解決ス

要木事項  
復職

解雇

対面